大洗町災害時協力井戸登録制度実施要綱

（目的）

第１条 この要綱は、地震等の災害により町内で水道による給水が困難となった場合に備え、町内の井戸を「大洗町災害時協力井戸」（以下「協力井戸」という。）として登録し、災害時における地域住民の生活用水を確保することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において「協力井戸」とは、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の善意により、災害時に無償で地域住民等へ生活用水として提供される井戸であって、町長が登録したものをいう。

２ 「生活用水」とは、飲料水を除き、トイレ、洗濯、清掃その他の日常生活に使用する水をいう。

（登録要件）

第３条 協力井戸として登録できる井戸は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 大洗町内に所在する井戸であること。

(2) 現在使用しており、今後も継続して使用する見込みがあること。

(3) 井戸及びその周辺を適正に管理する所有者等がいること。

(4) 生活用水として使用できる水質であること。

(5) 電動式又は手動式のポンプ等により、容易に揚水できること。

(6) 大規模災害等による断水時に、無償で地域住民等に井戸水を提供できること。

（登録の申請）

第４条 協力井戸の登録を希望する所有者等は、大洗町災害時協力井戸登録申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

（登録及び通知）

第５条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ現地調査等の必要な調査を行い、適当と認めたときは、大洗町災害時協力井戸登録決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するとともに、登録標識（プレート）を交付するものとする。

（標識の掲示）

第６条 登録を受けた所有者等は、交付された登録標識を外部から見やすい場所に掲出するものとする。

（登録事項の変更及び取消し）
第 7 条 登録を受けた所有者等は、登録内容に変更が生じたとき、または登録の取消しをするときは、大洗町災害時協力井戸登録（変更・取消）届出書（様式第 3 号）により、速やかに町長に届け出なければならない。
2 町長は、協力井戸が第 3 条各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

（災害時の運用及び協力）
第 8 条 協力井戸の所有者等は、大規模災害等による断水時において、可能な範囲で地域住民等に井戸水を無償提供するものとする。
2 提供する井戸水は、生活用水に限定するものとする。

（利用条件）
第 9 条 協力井戸の利用条件は、次に掲げる事項とする。
(1)協力井戸は、災害等による断水時においてのみ利用できる。
(2)協力井戸を利用する際は、所有者等の指示に従うこと。
(3)協力井戸の利用は、原則日中のみとする。
(4)協力井戸の湧水量は限度があるため、節度をもって利用すること。
(5)協力井戸の井戸水は、飲用及び調理以外の生活用水として、利用すること。

（免責事項）
第 10 条 町及び協力井戸の所有者等は、提供した井戸水の水質や使用に伴い生じた損害等について、その責を負わない。
2 町及び協力井戸の所有者等は、協力井戸の運営または利用に伴う事故等によって生じた損害について、その責を負わない。

（維持及び管理）
第 11 条 協力井戸の維持管理は、所有者等が行うものとし、町は井戸に関する設備の修繕、水質検査等は行わないものとする。

（その他）
第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。